

# 仕 様 書

令和 8 年度西原町指定ごみ袋印刷業務

令和 8 年 2 月

西 原 町

## 1. 品名

西原町指定ごみ袋（もえるごみ袋、もえないごみ・危険ごみ袋）

## 2. 業務概要等

### (1) ごみ袋の名称

「西原町指定ごみ袋」（以下、「ごみ袋」という。）

### (2) 業務概要

ごみ袋製造、成果品の保管管理、随時の依頼による指定先までの納品等。

### (3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

## 3. ごみ袋の仕様について

### (1) 材質・寸法・枚数

区 分		サイズ（厚さ×横×縦）	予定枚数
もえるごみ （透明、低密度ポリエチレン）	特大	0.025×(650/950)×1000 (mm)	298,000 枚
もえるごみ （半透明、高密度ポリエチレン）	大	0.020×650×800 (mm)	1,438,000 枚
	中	0.020×500×700 (mm)	391,000 枚
	小	0.020×400×600 (mm)	129,000 枚
もえるごみ U字型 （半透明、高密度ポリエチレン）	中	0.020×(350/500)×780 (mm)	51,000 枚
もえないごみ・危険ごみ （透明・低密度ポリエチレン）	中	0.030×500×700 (mm)	78,000 枚
	小	0.030×400×600 (mm)	34,000 枚

### (2) ごみ袋本体の色

もえるごみ袋（特大）は透明、もえるごみ袋（大、中、小）は半透明、もえないごみ・危険ごみ袋（中、小）は透明とすること。

### (3) 印刷内容

#### ① 全体図

本町が指定したデザインとし、版を作製すること。また、版の作成にあたっては、本町の確認及び校正を受けること。

## ② 版

作成した版を確認するため、紙やフィルム等に印刷し、本町へ提出すること。

## ③文字等の色

種類	数量	備考
もえるごみ袋（特大）	2	2色（青、黄）
もえるごみ袋（大）	1	1色（青）
もえるごみ袋（中）	1	1色（青）
もえるごみ袋（小）	1	1色（青）
もえるごみ袋U字型（中）	1	1色（青）
もえないごみ袋（中）	1	1色（赤）
もえないごみ袋（小）	1	1色（赤）

## 4. 外装袋の仕様について

### （1）材質

もえないごみ・危険ごみ袋と同じ材質を使用すること。

### （2）寸法

ごみ袋が入る大きさとする。

### （3）形状

ごみ袋を1枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋下部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。

### （4）外装袋本体の色

もえるごみ袋、もえないごみ袋は透明とする。

### （5）印刷内容

#### ① 全体図

本町が指定したデザインとし、版を作製すること。また、版の作成にあたっては、本町の確認及び校正を受けること。

#### ② 版

作成した版を確認するため、紙やフィルム等に印刷し、本町へ提出すること。

### ③文字等の色

種類	数量	備考
もえるごみ袋（特大）	2	2色（青、黄）
もえるごみ袋（大）	2	2色（青、白）
もえるごみ袋（中）	2	2色（青、白）
もえるごみ袋（小）	2	2色（青、白）
もえるごみ袋U字型（中）	2	2色（青、白）
もえないごみ袋（中）	2	2色（赤、白）
もえないごみ袋（小）	2	2色（赤、白）

## 5. 梱包の仕様について

### （1）規格

ごみ袋の梱包は、外装袋 50 袋単位で梱包箱に詰めること。

### （2）記載事項

梱包箱には、ごみ袋の種類や数量等を確認できるような表示、その他必要な事項の記載等を行うこと

## 6. 納品について

### （1）納入期限

納品の請求がある場合、その翌営業日までにケース単位で納品ができるようにすること。

### （2）納品場所

納品先は、本町が指定する指定店、及び西原町環境安全課とすること。

### （3）納品について

①納品日、納品数量等については、事前に十分協議し、調整するものとする。

②納品日、納付数量がわかるよう納品書を作成し、月初めに前月分を本町に提出すること。

③納品は納入場所において、荷下ろしまで行うこととする。

④納品後のトラブルを避けるため、納品ごとに納品日、納品数量を記載した受領証を作成し、納品先に手渡すこと。

⑤その他納品に関しての不明点等については、本町と協議を行い、最終的には本町の指示に従うこと。

## 7. 不適合品等の対応について

(1) 受注者は製造物責任法第2条第3項に規定する「製造業者等」として、同法第3条の規定に基づく損害賠償の責任が生じた場合、誠意をもって対応すること。また、その他関係法令の規定を遵守すること。

(2) 受注者は、納入したごみ袋に不適合品が発見された場合は、請負者の負担でただちに当該不適合品と合格品を無償交換するなど適切な措置をとるとともに、調査等報告書を本町に提出すること。

(3) 受注者は、不適合品等の苦情を町民等から直接受けた場合は、本町への報告のうえ、受注者が誠意をもってただちに対応し、対応完了後すみやかに調査等報告書を本町に提出すること。なお、町民への直接対応に係る費用については、請負者が負担すること。

## 8. 版について

(1) 本仕様並びに本町が指示した事項及び本町と協議したうえ決定した事項に従い製版した版の著作権は、本町に帰属するものとする。

(2) 版の電子データを本町に納品すること。

(3) ごみ袋製造において使用した版は、契約期間終了後2年間保管し、その後、速やかに破壊し、廃棄すること。この際、破壊したものを写した写真を本町に提出すること。

また、最後の落札から2年を経過せずに落札した場合、従前の落札時と印刷内容に変更がない場合に限り、版を再び使用することができるものとする。

## 9. 製造について

(1) 本件製造を第三者に請け負わせてはならない。

(2) 製造は県内で行わなければならない。「県内で製造」とは、「沖縄県でポリエチレン原料から、ごみ袋を製造すること」をいう。また沖縄県産品マークを明記すること。

(3) 製造以外の工程を第三者に請け負わせる場合、事前に町の許可を得ること。

#### 10. 印刷費について

印刷費には、製版費、外装袋費、梱包用箱料、配送費など一切の諸経費をすべて含むものとする。

#### 11. その他

(1) 業務期間内に製造予定枚数を超えて注文する場合、期間内発注であれば単価は入札時単価とする。

(2) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い、最終的には本町の指示に従うこと。